

浜松市遺児等福祉事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市友愛の福祉事業基金に関する条例第4条に規定する病気遺児等の福祉の向上に資するため行う事業について、浜松市遺児等福祉手当支給条例（平成6年浜松市条例第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(事業の種類)

第2条 遺児等（浜松市遺児等福祉手当支給条例第2条第1号にいう遺児等をいう。以下同じ。）の福祉の向上に資するため、浜松市遺児等福祉手当の受給権者に対し、次の事業を行う。

- (1) 新入学援護事業
- (2) 中学卒業援護事業
- (3) 修学旅行援護事業
- (4) 進級援護事業

(新入学援護事業)

第3条 遺児等が7歳又は13歳に達する日の属する年度（「各年の4月1日から3月31日」をいう。以下、同じ。）に、予算の範囲内において、それぞれ3万円を限度として援護金（「援護事業に基づき支給する手当」をいう。以下、同じ。）を支給する。ただし、当該年度の4月分の浜松市遺児等福祉手当の受給権者を対象とする。

(中学卒業援護事業)

第4条 遺児等が15歳に達する日の属する年度に、予算の範囲内において、5万円を限度として援護金を支給する。ただし、当該年度の3月分の浜松市遺児等福祉手当の受給権者を対象とする。

(修学旅行援護事業)

第5条 遺児等が12歳に達する日の属する年度に、予算の範囲内において、3千円を限度として援護金を支給する。ただし、当該年度の10月分の浜松市遺児等福祉手当の受給権者を対象とする。

2 遺児等が15歳に達する日の属する年度に、予算の範囲内において、5千円を限度として援護金を支給する。ただし、当該年度の6月分の浜松市遺児等福祉手当の受給権者を対象とする。

(進級援護事業)

第6条 遺児等が7歳に達する日の属する年度から15歳に達する日の属する年度において、予算の範囲内において、各年度1万円を限度として援護金を支給する。ただし、各年度4月分の浜松市遺児等福祉手当の受給権者を対象とする。

(認定請求及び認定)

第7条 第3条から前条に規定する各事業に該当する見込みである者が援護金の支給を受けようとするときは、「浜松市遺児等福祉事業認定請求書」(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 認定請求は、各事業に該当する見込みである年度の4月1日を起算日とし、当該起算日から1年を経過する日までに行うものとする。ただし、条例第4条第2項に規定する決定ができなかったために上記期日までに請求ができなかった場合は、浜松市遺児等福祉手当の支給決定日を起算日とし、当該起算日から1年を経過する日までに行うものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、浜松市遺児等福祉手当の受給権が消滅したときにまだ請求していなかった援護金がある場合は、当該援護金については請求することができない。
- 4 市長は、第1項の認定請求があったときに、既に事業の基準日が到来している場合は、認定の可否を審査し、その結果を文書により請求者に通知するものとする。
- 5 市長は、第1項の認定請求があったときに、まだ事業の基準日が到来していない場合は、当該時点における認定の見込みの可否を審査し、その結果を文書により請求者に通知するものとする。なお、その後、事業の基準日が到来した場合は前項の規定によるものとする。

(支払方法)

第8条 援護金は、浜松市遺児等福祉手当と同様の支払方法により支払う。ただし、援護金の支給をうけることとなった者(「援護金受給者」という。以下、同じ。)が浜松市遺児等福祉手当と異なる支払方法による旨を申し出た場合は、この限りではない。

(支給の制限及び援護金の返還)

第9条 市長は、援護金受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消し、その全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給を受けた援護金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により援護金の支給を受けたとき。
- (2) 遺児等の監護を著しく怠っているとき。
- (3) 同条例、同条例に基づく規則又は本要綱に違反したとき。

2 前項に規定するもののほか、市長は、援護金受給者の遺児等福祉手当が差し止められたときは、援護金の支払を一時差し止めることができる。

(受給資格の取消し等の通知)

第10条 市長は、前条第1項の規定により援護金の支給を制限し、又は既に支給を受けた援護金の全部若しくは一部を返還させるときは、文書により援護金受給者に通知し、又は請求するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により、援護金の支払を一時差し止めるときは、文書によ

り援護金受給者に通知するものとする。

(調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、援護金受給者の受給資格の有無について調査するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(市処理欄)
受付年月日

第1号様式(第7条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所

氏名

印

(記名押印又は本人自署)

浜松市遺児等福祉事業認定請求書

次のとおり、浜松市遺児等福祉事業について認定請求します。

なお、浜松市遺児等福祉事業の資格確認のため、浜松市が浜松市遺児等福祉手当の受給権の確認、住民基本台帳及び課税台帳等の閲覧、及び関係機関に照会することは差し支えありません。

記

1 対象年度 _____ 年度

2 事業及び対象児童

事業名	対象児童氏名 (生年月日)		
進級援護事業 (_____ 年4月2日～ _____ 年4月1日生まれの児童が対象)	(_____ 年 月 日生)	(_____ 年 月 日生)	(_____ 年 月 日生)
新入学援護事業 (_____ 年4月2日～ _____ 年4月1日生まれ又は _____ 年4月2日～ _____ 年4月1日生まれの児童が対象)	(_____ 年 月 日生)	(_____ 年 月 日生)	(_____ 年 月 日生)
修学旅行援護事業 (_____ 年4月2日～ _____ 年4月1日生まれ又は _____ 年4月2日～ _____ 年4月1日生まれの児童が対象)	(_____ 年 月 日生)	(_____ 年 月 日生)	(_____ 年 月 日生)
中学卒業援護事業 (_____ 年4月2日～ _____ 年4月1日生まれの児童が対象)	(_____ 年 月 日生)	(_____ 年 月 日生)	(_____ 年 月 日生)

※対象児童、配偶者、生計を同じくする扶養義務者に対し、当援護事業の資格確認のため、認定請求時及び支給決定後に、浜松市が浜松市遺児等福祉手当の受給権の確認、住民基本台帳及び課税台帳等の閲覧、及び関係機関に照会することについて同意を得てください。